

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	31 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	27 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	17 件

北海道国民年金 事案 1908

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年1月までの期間及び50年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年1月まで
② 昭和50年10月から52年3月まで

私は、昭和53年7月に結婚し、未納であった国民年金保険料を私の夫が夫の未納分と併せて納付したと記憶している。私の夫は全て納付済期間になっているが、私だけ申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間①について、オンライン記録では、国民年金保険料の未納期間となっているが、申立人が、当時居住していたA村の国民年金被保険者台帳によると、当該期間の保険料は納付済みとなっており、行政の記録管理の不備が見受けられる。

さらに、申立期間②について、i) 申立人の所持する年金手帳により、B市における申立人の国民年金の住所変更手続が昭和53年7月から同年12月までの間に行われたことが推認できること、ii) 申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）の移管手続が53年8月に行われていることから、申立人は53年7月頃からB市において、申立期間②のうち、51年4月から52年3月までの保険料は過年度納付が可能であり、残りの期間も第3回特例納付（昭和53年7月から55年6月まで実施）により納付が可能である。

加えて、申立人は、昭和53年7月に婚姻したが、その夫と50年5月頃からB市で生計を共にしていたと述べているところ、申立人がB市に住民票を移し

た51年8月からは、その夫と住所が同一であることが確認できるところ、i) その夫は50年11月頃国民年金に加入し、第2回特例納付（昭和49年1月から50年12月まで実施）及び過年度納付により国民年金保険料の未納期間を解消していること、ii) 申立人の昭和52年度の保険料は、その夫と婚姻後、過年度納付したものと推認できることから、申立人の夫が、申立人の未納期間の一部の保険料のみを納付し、申立期間②の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの期間、平成元年2月、同年3月及び2年2月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から63年3月まで
② 平成元年2月及び同年3月
③ 平成2年2月から3年3月まで

私が勤務していた会社が解散したので、その後、自分で独立開業し、厚生年金保険から国民年金に切り替えて保険料を納付していた。

申立期間当時は、事業の帳簿や銀行取引関係は従業員に任せていたが、国民年金保険料の納付については自分で行っており、保険料未納による督促を受けた記憶もないことから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の昭和59年3月に国民年金の加入手続を行った上、申立期間を除く約22年間の国民年金加入期間について国民年金保険料の未納期間が無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間①のうち、昭和60年1月から同年3月までの期間については、同年8月に国民年金保険料の納付記録が取り消されているオンライン記録となっており、日本年金機構A事務センターに照会したが、その取消理由が不明であることから、申立人に係る保険料の納付記録の管理に過誤があった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間②については、2か月と短期間であるとともに、その前後の期間の国民年金保険料が納付済みであり、当該期間のみを未納のままとする

ことは不自然である。

加えて、申立期間③については、当該期間の直前の10か月及び直後の国民年金保険料が全て納付済みとなっている上、当該期間当時、申立人の妻は、当該期間の保険料を全て前納しており、B市では保険料の未納があった場合、文書、電話及び個別訪問により、納付督促を行っていたとしていることから、納付意識の高い申立人が保険料を未納のまま放置することは考え難い。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和60年4月から63年3月までの期間については、合計36か月と長期間であり、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の妻は、当該期間の保険料を申請免除されているなど、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの期間、平成元年2月、同年3月及び2年2月から3年3月までの期間については国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1910

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの期間及び39年1月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から37年3月まで
② 昭和39年1月から40年3月まで

私は、昭和48年から地域の納税貯蓄組合長を15年間務めていた。組合長として、組合員に納付指導を行い、国民年金保険料を納付してもらう立場であり、当時の組合員に未納者は皆無であった。50年頃、妻と二人分の国民年金保険料の納付状況を当時のA町（現在は、B町）役場で調べてもらったところ、妻に保険料の未納期間があることが分かり、その未納期間の保険料を全額納付し、夫婦共に未納期間が無くなったと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、間違いなく納付していたので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金制度が発足した昭和36年4月以降、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、厚生年金保険と国民年金の数度にわたる切替手続を適切に行っており、申立人の国民年金に対する意識及び保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は昭和50年頃、申立人の妻の国民年金保険料に未納期間があることが確認できたため、その妻の未納期間の保険料を全て納付したと述べているところ、当時は第2回特例納付期間（昭和49年1月から50年12月まで実施）であり、仮に、申立人の申立期間の国民年金保険料が未納になっていた場合において、申立人がその妻の未納保険料のみを納付し、申立人自身の保険料について特例納付しなかったものとは考え難い。

さらに、申立期間①及び②の前後を通じて申立人の職業等に変更はないこと

から、生活状況に大きな変化はなかったものと推認でき、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1911

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は、時期は記憶していないがA市役所で国民年金の加入手続を行った際、国民年金保険料を2年間遡って納付できることを聞き、市役所の窓口から2年分の納付書をもらい、2回に分けて4万円を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるほか、申立人は、申立期間直後から60歳に到達する前月までの国民年金加入期間に保険料の未納が無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者状況調査及び国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和52年5月頃に払い出されたものと推認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、その時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能である。

さらに、申立人がA市役所から国民年金保険料を2年間遡って納付することができることを聞き、同市役所の窓口で2年分の納付書をもらい、2回に分けて納付したとしているところ、過年度納付の対象期間であった昭和51年度の保険料が納付されていることを考慮すると、申立人は、同様に、過年度納付が可能であった申立期間の保険料についても納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成20年7月18日

申立期間において、A社から賞与が支給されているが、支給された賞与について、事業主から賞与支払届が提出されていなかった。同社は、事後訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付に反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成20年分賃金台帳により、申立人は、20年7月18日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に見合う標準賞与額（別添一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を

納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 9 件 (別添一覧表参照)

別紙2【厚生年金あっせん一覧表】（北海道）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	都道府県	納付記録の訂正 が必要な期間	標準賞与額
3452	男		昭和50年生		平成20年7月18日	40万円
3453	女		昭和29年生		平成20年7月18日	22万1,000円
3454	男		昭和51年生		平成20年7月18日	14万3,000円
3455	男		昭和41年生		平成20年7月18日	26万円
3456	男		昭和36年生		平成20年7月18日	19万7,000円
3457	男		昭和45年生		平成20年7月18日	20万6,000円
3458	女		昭和28年生		平成20年7月18日	20万円
3459	男		昭和25年生		平成20年7月18日	24万7,000円
3460	男		昭和39年生		平成20年7月18日	24万1,000円

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成4年1月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち平成15年4月1日から19年7月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における15年4月から19年6月までの標準報酬月額に係る記録を15年4月から同年12月までは11万8,000円、16年1月は20万円、同年2月及び同年3月は22万円、同年4月は26万円、同年5月から同年9月までは20万円、同年10月は19万円、同年11月は20万円、同年12月は22万円、17年1月は19万円、同年2月は22万円、同年3月は20万円、同年4月は26万円、同年5月から同年7月までは20万円、同年8月は18万円、同年9月及び同年10月は19万円、同年11月及び同年12月は20万円、18年1月は19万円、同年2月及び同年3月は20万円、同年4月は24万円、同年5月は19万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は19万円、同年9月は20万円、同年10月は19万円、同年11月から19年2月までは20万円、同年3月は19万円、同年4月は24万円、同年5月は18万円、同年6月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち平成19年7月1日から21年8月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年4月から同年6月までは標準報酬月額22万円、19年4月から同年6月までの期間、及び20年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のB社における標準報酬月額に係る記録を19年7月及び同年8月は22万円、同年9月から21年7月までは20万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は、平成20年4月25日及び21年4月24日に係る標準賞与額4万8,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与に係る記録を4万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 1 月 21 日から同年 3 月 21 日まで
② 平成 13 年 1 月 20 日から 21 年 8 月 1 日まで

平成 4 年 1 月 21 日から 11 年 6 月 25 日まで A 社に勤務していたが、申立期間①について厚生年金保険の加入記録が確認できない。申立期間①について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②は、B 社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっており、実際の給与支給額とは大幅な隔たりがある。申立期間②の標準報酬月額を正当な金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された出勤簿及び給与明細書並びに同僚の供述により、申立人が A 社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から 17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の厚生年金保険被保険者資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人は、平成 13 年 1 月 20 日から 21 年 8 月 1 日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基

づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間②のうち、平成13年1月20日から19年7月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年7月1日から21年8月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間②の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間②のうち、平成15年4月1日から19年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、当該事業所から提出された申立人に係る給与台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年4月から同年12月までは11万8,000円、16年1月は20万円、同年2月及び同年3月は22万円、同年4月は26万円、同年5月から同年9月までは20万円、同年10月は19万円、同年11月は20万円、同年12月は22万円、17年1月は19万円、同年2月は22万円、同年3月は20万円、同年4月は26万円、同年5月から同年7月までは20万円、同年8月は18万円、同年9月及び同年10月は19万円、同年11月及び同年12月は20万円、18年1月は19万円、同年2月及び同年3月は20万円、同年4月は24万円、同年5月は19万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は19万円、同年9月は20万円、同年10月は19万円、同年11月から19年2月までは20万円、同年3月は19万円、同年4月は24万円、同年5月は18万円、同年6月は19万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、事業主は、給料台帳で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成19年7月1日から21年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19年7月から21年7月までの期間は9万8,000円と記録されている。しかし、当該事業所から提出された給与台帳によると、標準報酬月額の変動又は改定の基礎となる18年4月から同年6月までは標準報酬月額22万円、19年4月から

同年6月までの期間及び20年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のB社における標準報酬月額を平成19年7月及び同年8月は22万円、同年9月から21年7月までは20万円とすることが必要である。

また、前述の給与台帳によると、平成20年4月25日及び21年4月24日に申立人に対して、特別手当としてそれぞれ4万8,000円の賞与が支払われていることが確認できることから、当該期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ4万8,000円とすることが必要である。

一方、申立期間②のうち平成13年1月から15年3月までの期間については、給与台帳に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額より、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(9万8,000円)は、低額であり、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(9万8,000円)と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成8年1月から同年9月までは22万円、同年10月から9年9月までは24万円、同年10月から10年1月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月16日から10年2月19日まで

申立期間は、A社に勤務していた。年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額は、9万2,000円となっており、給与明細書で確認できる給与支給額と大幅に隔たりがある。

申立期間の標準報酬月額を正当な金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年1月16日の同保険の被保険者資格取得時は22万円、同年10月1日付け定時決定で24万円、及び9年10月1日付け定時決定で32万円と記録されていたところ、同社が同保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年2月28日）の直前である同年2月6日付けで、同保険の被保険者取得日である8年1月16日に遡って9万2,000円に引き下げられ、同保険の被保険者資格喪失日（平成10年2月19日）までこの金額が継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、A社において厚生年金保険の加入記録が確認できる者は申立人以外に8人であることが確認できるところ、8人全員が、申立人と同様、平成10年2月6日付けでそれぞれの同保険の被保険者資格取得日に遡って標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、当該事実について、当時の事業主は連絡先が不明であるため確認できない上、申立人及び申立人の同僚が当時の事務担当者として名前を挙

げた者（当該事業所の現代表者）からも、申立人の報酬月額がその標準報酬月額（9万2,000円）に対応した額に減額されたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、年金事務所に対して、A社に係る厚生年金保険料の滞納処分状況等を照会したところ、関係書類の有無を含め不明と回答しているが、上述の当該事業所の現代表者は、「当社は申立期間当時、赤字経営で運転資金に窮し、取引先等に対する支払が滞り差押えされていたことから、社会保険事務所に対しても当然厚生年金保険料等を滞納していたと思う。」と供述している。

さらに、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、引き下げられる以前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成10年2月6日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について8年1月16日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た8年1月から同年9月までは22万円、同年10月から9年9月までは24万円、同年10月から10年1月までは32万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③のうち昭和61年5月6日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を61年5月6日、同資格喪失日を同年11月1日とし、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月頃から48年5月1日まで
② 昭和49年3月26日から50年4月1日まで
③ 昭和57年3月頃から平成元年5月1日まで

申立期間①から③までは、B職助手としてA社に勤務していた。申立期間①及び②については、毎年4月から11月頃までの勤務であり、冬期間は失業保険を受給していた。申立期間③については、冬期間も継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていた。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された申立期間③の一部の期間に係る給与支払明細書、及び取締役で事務担当者であった事業主の妻の「詳細は覚えていないものの、給与明細書があるなら申立ての全ての期間ではないが、最後の雇用保険の記録がある期間だけは申立人を厚生年金保険に加入させるつもりであったかもしれない。」との供述により、申立人は、申立期間③のうち昭和61年5月6日から同年11月1日までの期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に基づき、昭和61年5月から同年10月までは16万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、当該事業所は、昭和61年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人の前述の勤務実態及び厚生年金保険料の控除が認められる期間（昭和61年5月6日から同年11月1日までの期間）のうち、同年7月1日以降の期間については厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本によれば、当該事業所は昭和40年12月11日から平成11年5月31日までは法人事業所であったことが確認できる上、同僚及び申立人の雇用保険被保険者記録によると、当該事業所には、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日以降の昭和61年7月1日から同年11月1日までの期間において常時5人以上の従業員が勤務していたことが確認できることから、当該事業所は、申立人の前述の勤務実態及び厚生年金保険料の控除が認められる期間のうち同年7月1日から同年11月1日までの期間について、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、既に死亡しており、前述の事業主の妻は当時の資料が保存されておらず不明としているものの、昭和61年7月1日から同年11月1日の期間において当該事業所は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められる上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が届出された場合には、その後資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から同年10月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間①、②及び③のうち昭和57年3月頃から61年5月5日までの期間及び同年11月1日から平成元年5月1日までの期間については、当該期間の一部の雇用保険の被保険者記録、複数の同僚及び事業主の妻の供

述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、商業登記簿謄本により平成11年5月31日に解散していることが確認できる上、事業主は既に死亡していることから、当時取締役であった事業主の妻に照会したところ、「申立人の勤務期間を確認できる資料や当時の社会保険に関する資料は保存されていない。」と供述していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、前述の事業主の妻は、「厚生年金保険料が高額であり会社負担分が納付できなくなってきたため、昭和47年頃に従業員に対し順次国民年金に切り替えるようお願いし、その後の健康保険については、C国民健康保険に加入させた。また、元請の社会保険に加入させることはなかった。」と供述している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及びオンライン記録により当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚で、かつ、生存及び所在が確認できた同僚15人に照会し、8人から回答が得られたところ、そのうちB職であったとする同僚3人(申立人が名前を挙げた同僚一人を含む。)は、「申立期間①及び②当時、B職は給料が高く、高い厚生年金保険料を控除されたくなかった上、事業所も厚生年金保険料の会社負担分を納付できなくなり、国民年金に切り替えるようにした。健康保険だけは、C国民健康保険に加入していた。厚生年金保険の未加入期間には、同保険料を控除されていない。元請の社会保険に加入したこともない。」と回答しており、この供述は事業主の妻の供述と符合している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、健康保険の整理番号にも欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を申立期間①は59万7,000円、申立期間②は92万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月8日
② 平成16年6月8日

A社B事業所に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与に係る年金記録が無い。

両申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給与支給明細書があるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与振込通知書により、申立人は、申立期間①及び②においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、給与振込通知書の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は59万7,000円、申立期間②は92万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「関係資料が保存期限経過のため処分済みであり、不明である。」と回答しているが、申立事業所に係る平成15年12月8日の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）において、あらかじめ申立人の名前が印字された賞与支払届の賞与額欄に記載が無いこと、また、

16年6月8日の賞与支払届においては、申立人の名前が印字されていない賞与支払届が提出されていることが確認できることから、事業主は両申立期間において申立人に係る賞与支払届を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は両申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和 34 年 12 月から 35 年 4 月までは 1 万 8,000 円、同年 5 月から同年 7 月までは 1 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 1 日から 36 年 6 月 18 日まで

昭和 31 年 3 月から 36 年 6 月まで A 社に勤務していたが、このうち申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、給与明細書の給与額に比べ低くなっているため、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち昭和 34 年 12 月から 35 年 7 月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、34 年 12 月から 35 年 4 月までの期間は 1 万 8,000 円、同年 5 月から同年 7 月までの期間は 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に厚生年金保険の適用事

業所でなくなっている上、事業主の所在も不明であることから申立期間当時の役員に照会したところ「当時の資料が無く不明。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和35年8月から36年5月までの期間については、給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額（1万6,000円）がオンライン記録の標準報酬月額（1万8,000円）より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から7年2月21日まで
申立期間については、A社に勤務していたが、年金記録によると標準報酬月額が引き下げられているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社に係る申立期間の標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成7年2月21日より後の同年2月24日付けで、5年2月1日まで遡って8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を平成7年2月21日に喪失した申立人を除く12人のうち3人が、申立人と同日に、標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本によると、申立人は、平成5年8月26日から当該事業所の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、当時の当該事業所の代表取締役が「当時の経営状況は悪化しており、従業員への給与支払が遅延していた。また、社会保険事務は私が担当していたが、社会保険料の督促を何度も受けたものの支払うことができない状況であったことから、私を含めて4人の社員の厚生年金保険の標準報酬月額の減額訂正の届出を行った。また、減額訂正したことについては社員に説明していない。」と供述していること、また、オンライン記録により当該事業所の厚生年金保険被保険者の資格を平成7年2月21日に喪失していることが確認できる3人に照会し全員から回答が得られたところ、全員が「当時の会社の経営状態は悪かった。」と供述しており、そのうち二人は、「社会保険事務は、社長

が担当していたと思う。」と供述していることから、申立人が標準報酬月額
の減額訂正に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を
行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な
記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報
酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た9万8,000円に訂正するこ
とが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和40年4月1日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から41年3月15日まで

昭和40年4月1日から44年8月1日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が41年3月15日となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時に入社したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人を含む9人の厚生年金保険被保険者資格取得日が訂正されており、訂正前の資格取得日は、全員が昭和40年4月1日であることが確認できる上、当該原票には訂正処理日及び訂正事由等の記載も無い。

さらに、当該9人のうち申立人を含む6人が所持する厚生年金保険被保険者証によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和40年4月1日と記載されていることから、全員が同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

加えて、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、当該9人の被保険者資格取得日は、昭和40年4月1日と記載されており、訂正等の形跡は無い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、かかる処理を行う合理的な理由はなく、上記被保険者資格取得日に係る記録訂正は有効なもの

とは認められないことから、事業主は、申立人が昭和40年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる取得日訂正前の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間②のうち平成17年6月1日から20年5月1日までの期間については、申立人のA社における当該期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち平成20年5月1日から21年10月16日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年10月から同年12月までは標準報酬月額28万円、20年4月から同年6月まで及び21年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を20年5月から同年8月までは28万円、同年9月から21年9月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から15年6月21日まで
② 平成17年6月1日から21年10月16日まで

申立期間①及び②はA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、保管している給与明細書によれば毎月の給与支給額に変化が無いにもかかわらず、年金記録によれば申立期間①の標準報酬月額が引き下げられている。

また、A社で再度厚生年金保険に加入した申立期間②は、給与明細書で確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額と標準報酬月額が相違している。

両申立期間について標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成14年10月1日から15年6月21日までの期間及び17年6月1日から21年10月16日までの期間に係る年金記録の確認を求めている。

るが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成14年10月1日から15年6月21日までの期間及び17年6月1日から20年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を、同年5月1日から21年10月16日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

2 年金記録確認第三者委員会が行う標準報酬月額認定においては、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

3 申立期間②のうち平成17年6月1日から20年5月1日までの期間については、申立人が保管するA社の給与明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受けていたことが認められるものの、この一方で、事業主が当該期間において源泉控除（翌月控除）していたことが認められる厚生年金保険料額を当時の被保険者負担厚生年金保険料率で除して求められる報酬月額に基づく標準報酬月額は、支払いを受けた報酬月額に基づく標準報酬月額より低額である。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によれば、当該事業所は平成21年10月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、当時の事業主に照会したところ、これを履行していないと回答している上、給与明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が当該期間の全期間について一致しないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額を届け

出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該期間の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間②のうち、平成20年5月1日から21年10月16日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、15万円と記録されている。しかし、申立人が保管する給与明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年10月から同年12月までは標準報酬月額28万円、20年4月から同年6月まで及び21年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成20年5月から同年8月までは28万円、同年9月から21年9月までは26万円に訂正することが必要である。

- 5 申立期間①については、給与明細書により、申立人が、当該期間のうち平成14年10月から同年12月までの期間及び15年2月から同年5月までの期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受けていたことが認められるものの、この一方で、事業主が当該期間において源泉控除（翌月控除）していたことが認められる厚生年金保険料額を当時の被保険者負担厚生年金保険料率で除して求められる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と合致しているか又はこれより低額であることから、いずれも特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち平成15年1月については、給与明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額、及び事業主が源泉控除していたことが認められる厚生年金保険料額を当時の被保険者負担厚生年金保険料率で除して求められる報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録で確認できる標準報酬月額と合致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち平成15年6月1日から同年7月1日までの期間及び同年9月1日から19年6月1日までの期間については、申立人のA社における当該期間に係る標準報酬月額を、15年6月及び同年9月から同年11月までは32万円、同年12月は38万円、16年1月は34万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月は34万円、同年5月から同年10月までは32万円、同年11月及び同年12月は34万円、17年1月は32万円、同年2月は38万円、同年3月及び同年4月は32万円、同年5月及び同年6月は38万円、同年7月は36万円、同年8月は32万円、同年9月は34万円、同年10月は36万円、同年11月は34万円、同年12月は36万円、18年1月は34万円、同年2月は36万円、同年3月は32万円、同年4月は34万円、同年5月から同年7月までは32万円、同年8月から同年10月までは34万円、同年11月及び同年12月は36万円、19年1月から同年3月までは32万円、同年4月及び同年5月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち平成19年6月1日から21年7月7日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円、19年4月から同年6月までは標準報酬月額34万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を19年6月から同年8月までは32万円、同年9月から20年8月までは34万円、同年9月から21年6月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月1日から21年7月7日まで
申立期間はA社に勤務していたが、保管している給料支払明細書で確認

できる給料支払額と厚生年金保険の標準報酬月額が相違しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、平成14年11月1日から21年7月7日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成14年11月1日から19年6月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を、同年6月1日から21年7月7日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 年金記録確認第三者委員会が行う標準報酬月額の認定においては、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。
- 3 申立期間のうち平成15年12月、17年2月、同年5月、同年6月、同年10月、同年12月、18年2月、同年11月及び同年12月については、申立人が保管するA社の給料支払明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち平成15年6月、同年9月から同年11月までの期間、16年1月から17年1月までの期間、同年3月、同年4月、同年7月から同年9月までの期間、同年11月、18年1月、同年3月から同年10月までの期間及び19年1月から同年5月までの期間については、当該給料支払明細書により、申立人が当該期間において源泉控除されていたことが認められる厚生年金保険料額を当時の被保険者負担厚生年金保険料率で除して求められる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額であるものの、この一方で、申立人が当該期間において

事業主から支払いを受けていたことが認められる報酬月額に基づく標準報酬月額、当該厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額より低額である。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書に記載された報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年6月及び同年9月から同年11月までは32万円、同年12月は38万円、16年1月は34万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月は34万円、同年5月から同年10月までは32万円、同年11月及び同年12月は34万円、17年1月は32万円、同年2月は38万円、同年3月及び同年4月は32万円、同年5月及び同年6月は38万円、同年7月は36万円、同年8月は32万円、同年9月は34万円、同年10月は36万円、同年11月は34万円、同年12月は36万円、18年1月は34万円、同年2月は36万円、同年3月は32万円、同年4月は34万円、同年5月から同年7月までは32万円、同年8月から同年10月までは34万円、同年11月及び同年12月は36万円、19年1月から同年3月までは32万円、同年4月及び同年5月は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によれば、当該事業所は平成21年7月9日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、当時の事業主に照会したものの、回答が得られないため確認することができないが、給料支払明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が当該期間の全期間について一致しないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該期間の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間のうち、平成19年6月1日から21年7月7日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19年6月から20年2月までは30万円、同年3月から同年8月までは20万円、同年9月から21年6月までは19万円と記録されている。しかし、申立人が保管する給料支払明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円、19年4月から同年6月までは標準報酬月額34万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成19年6月から同年8月までは32万円、同年9月から20年8月までは34万円、同年9月から21年6月までは32万円に訂正することが必要である。

- 5 申立期間のうち平成15年1月から同年3月までの期間については、給料支払明細書により、申立人が当該期間において事業主により支払いを受けて

いたことが確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と合致しているか又はこれより低額である上、当該給料支払明細書により、申立人が当該期間において源泉控除されていたことが認められる厚生年金保険料額を当時の被保険者負担厚生年金保険料率で除して求められる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と全て合致していることから、いずれも特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち平成15年4月、同年5月、同年7月及び同年8月については、給料支払明細書により、申立人が当該期間において源泉控除されていたことが認められる厚生年金保険料額を当時の被保険者負担厚生年金保険料率で除して求められる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額であるものの、当該給料支払明細書により、申立人が当該期間において事業主により支払いを受けていたことが確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と合致しているか又はこれより低額であることから、いずれも特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

さらに、申立期間のうち平成14年11月及び同年12月については、申立人は給料支払明細書を保管していないが、両月に連続する15年1月から21年3月までの期間については、給料支払明細書によれば全て同額の厚生年金保険料が源泉控除されたことが確認できることを踏まえると、両月においても同額の同保険料が源泉控除されたものと推認できるところ、当該金額を当時の厚生年金保険料率で除して求められる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と合致しており、ほかに申立人が、両月においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額に見合う額を上回る報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を源泉控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間のうち平成15年12月分賞与、16年12月分賞与及び17年12月分賞与については、申立人が保管する賞与支給明細書に記載された賞与額は、いずれもオンライン記録で確認できる標準賞与額と合致しているほか、18年12月分賞与については、賞与支給明細書により、同月分の賞与から厚生年金保険料が源泉控除されていないことが確認できることから、いずれも特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち平成14年11月から15年5月までの期間、同年7月、同年8月、同年12月分賞与、16年12月分賞与、17年12月分賞与及び18年12月分賞与において、その主張する標準報酬月額又は標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち平成18年11月7日から19年6月1日までの期間については、申立人のA社における当該期間に係る標準報酬月額を18年11月は34万円、同年12月及び19年1月は36万円、同年2月は34万円、同年3月及び同年4月は32万円、同年5月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち平成19年6月1日から21年7月7日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年11月及び19年4月から同年6月までは標準報酬月額34万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を19年6月から20年8月までは34万円、同年9月から21年6月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年11月7日から21年7月7日まで

申立期間はA社に勤務していたが、保管している給料支払明細書で確認できる給料支払額と厚生年金保険の標準報酬月額が相違しているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成18年11月7日から21年7月7日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、

という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成18年11月7日から19年6月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を、同年6月1日から21年7月7日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

2 年金記録確認第三者委員会が行う標準報酬月額認定においては、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

3 申立期間のうち平成18年12月、19年1月及び同年5月については、申立人が保管するA社の給料支払明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち平成18年11月及び19年2月から同年4月までの期間については、当該給料支払明細書により、申立人が当該期間において源泉控除されていたことが認められる厚生年金保険料額を当時の被保険者負担厚生年金保険料率で除して求められる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額であるものの、この一方で、申立人が当該期間において事業主から支払いを受けていたことが認められる報酬月額に基づく標準報酬月額は、当該厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額より低額である。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書に記載された報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年11月は34万円、同年12月及び19年1月は36万円、同年2月は34万円、同年3月及び同年4月は32万円、同年5月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によれば、当該事業所は平成21年7月9日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、当時の事業主に照会したものの、回答が得られないため確認することができないが、給料支払明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が当該期間の全期

間について一致しないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該期間の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間のうち、平成19年6月1日から21年7月7日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19年6月から20年2月までは28万円、同年3月から同年8月までは19万円、同年9月から21年6月までは18万円と記録されている。しかし、申立人が保管する給料支払明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年11月及び19年4月から同年6月までは標準報酬月額34万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成19年6月から20年8月までは34万円、同年9月から21年6月までは30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち平成18年1月11日から19年6月1日までの期間については、申立人のA社における当該期間に係る標準報酬月額を18年1月は36万円、同年2月は34万円、同年3月及び同年4月は32万円、同年5月から同年8月までは34万円、同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は34万円、同年12月は36万円、19年1月及び同年2月は32万円、同年3月は30万円、同年4月及び同年5月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち平成19年6月1日から21年7月7日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年4月から同年6月までは標準報酬月額34万円、19年4月から同年6月まで及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を19年6月から同年8月までは34万円、同年9月から21年6月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年1月11日から21年7月7日まで

申立期間はA社に勤務していたが、保管している給料支払明細書で確認できる給料支払額と厚生年金保険の標準報酬月額が相違しているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成18年1月11日から21年7月7日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚

生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 18 年 1 月 11 日から 19 年 6 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を、同年 6 月 1 日から 21 年 7 月 7 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

2 年金記録確認第三者委員会が行う標準報酬月額認定においては、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

3 申立期間のうち平成 18 年 1 月及び同年 12 月については、申立人が保管する A 社の給料支払明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち平成 18 年 9 月については、当該給料支払明細書により、申立人が、同月においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受けていたことが認められるものの、この一方で、事業主が当該期間において源泉控除していたことが認められる厚生年金保険料額を当時の被保険者負担厚生年金保険料率で除して求められる報酬月額に基づく標準報酬月額は、支払いを受けた報酬月額に基づく標準報酬月額（38 万円）より低額である。

また、申立期間のうち平成 18 年 2 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月及び同年 11 月、19 年 1 月から同年 5 月までの期間については、当該給料支払明細書により、申立人が当該期間において源泉控除されていたことが認められる厚生年金保険料額を当時の被保険者負担厚生年金保険料率で除して求められる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額であるものの、この一方で、申立人が当該期間において事業主から支払いを受けていたことが認められる報酬月額に基づく標準報酬月額は、当該厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額より低額である。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書に記載された報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成 18 年

1月は36万円、同年2月は34万円、同年3月及び同年4月は32万円、同年5月から同年8月までは34万円、同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は34万円、同年12月は36万円、19年1月及び同年2月は32万円、同年3月は30万円、同年4月及び同年5月は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によれば、当該事業所は平成21年7月9日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、当時の事業主に照会したものの、回答が得られないため確認することができないが、給料支払明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が当該期間の全期間について一致しないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該期間の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間のうち、平成19年6月1日から21年7月7日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19年6月から20年2月までは28万円、同年3月から同年8月までは19万円、同年9月から21年6月までは18万円と記録されている。しかし、申立人が保管する給料支払明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年4月から同年6月までは標準報酬月額34万円、19年4月から同年6月まで及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成19年6月から同年8月までは34万円、同年9月から21年6月までは32万円に訂正することが必要である。

- 5 申立期間のうち平成18年12月分賞与については、申立人が保管する賞与支給明細書により、同月分の賞与から厚生年金保険料が源泉控除されていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち平成18年12月分賞与においてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち平成15年6月1日から同年7月1日まで、同年8月1日から16年2月1日までの期間、同年3月1日から同年4月1日まで及び同年5月1日から19年6月1日までの期間については、申立人のA社における当該期間に係る標準報酬月額を15年6月及び同年8月から同年10月までは32万円、同年11月から16年1月までは34万円、同年3月は32万円、同年5月は34万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月から同年10月までは32万円、同年11月は34万円、同年12月は36万円、17年1月から同年3月までは34万円、同年4月は32万円、同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月は34万円、同年8月は36万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月及び同年12月は36万円、18年1月は34万円、同年2月は36万円、同年3月は34万円、同年4月は32万円、同年5月は34万円、同年6月は32万円、同年7月から同年11月までは34万円、同年12月は36万円、19年1月及び同年2月は34万円、同年3月から同年5月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち平成19年6月1日から21年7月7日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年4月から同年6月まで、19年4月から同年6月まで及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年12月6日から21年7月7日まで

申立期間はA社に勤務していたが、保管している給料支払明細書で確認できる給料支払額と厚生年金保険の標準報酬月額が相違しているので、標準

報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、平成13年12月6日から21年7月7日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成13年12月6日から19年6月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を、同年6月1日から21年7月7日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 年金記録確認第三者委員会が行う標準報酬月額の認定においては、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

- 3 申立期間のうち平成17年6月、同年11月、同年12月及び18年12月については、申立人が保管するA社の給料支払明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち平成15年6月、同年8月から16年1月までの期間、同年3月、同年5月から17年5月までの期間、同年7月から同年10月までの期間、18年1月から同年11月までの期間及び19年1月から同年5月までの期間については、当該給料支払明細書により、申立人が当該期間において源泉控除されていたことが認められる厚生年金保険料額を当時の被保険者負担厚生年金保険料率で除して求められる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額であるものの、この一方で、申立人が当該期間において事業主から支払いを受けていたことが認められる報酬月額に基づく標準報酬月額は、当該厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額より低額である。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書に記載された報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年6月及び同年8月から同年10月までは32万円、同年11月から16年1月までは34万円、同年3月は32万円、同年5月は34万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月から同年10月までは32万円、同年11月は34万円、同年12月は36万円、17年1月から同年3月までは34万円、同年4月は32万円、同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月は34万円、同年8月は36万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月及び同年12月は36万円、18年1月は34万円、同年2月は36万円、同年3月は34万円、同年4月は32万円、同年5月は34万円、同年6月は32万円、同年7月から同年11月までは34万円、同年12月は36万円、19年1月及び同年2月は34万円、同年3月から同年5月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によれば、当該事業所は平成21年7月9日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、当時の事業主に照会したものの、回答が得られないため確認することができないが、給料支払明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が当該期間の全期間について一致しないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該期間の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間のうち、平成19年6月1日から21年7月7日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19年6月から20年2月までは30万円、同年3月から同年8月までは19万円、同年9月から21年6月までは18万円と記録されている。しかし、申立人が保管する給料支払明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年4月から同年6月まで、19年4月から同年6月まで及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

- 5 申立期間のうち平成13年12月については、給料支払明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より低額である上、当該給料支払明細書によれば、申立人が同月において厚生年金保険料を源泉控除されていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち平成 14 年 1 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月及び 15 年 1 月から同年 3 月までの期間については、給料支払明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と全て合致している上、当該給料支払明細書により、申立人が当該期間において源泉控除されていたことが認められる厚生年金保険料額を当時の被保険者負担厚生年金保険料率で除して求められる報酬月額に基づく標準報酬月額も、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と全て合致していることから、いずれも特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間のうち平成 14 年 10 月及び同年 12 月については、給料支払明細書により、申立人が両月において事業主により支払いを受けていたことが確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額であるものの、当該給料支払明細書により、申立人が両月において源泉控除されていたことが認められる厚生年金保険料額を当時の被保険者負担厚生年金保険料率で除して求められる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額といずれも合致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

加えて、申立期間のうち平成 15 年 4 月、同年 5 月、同年 7 月、16 年 2 月及び同年 4 月については、給料支払明細書により、申立人が当該期間において源泉控除されていたことが認められる厚生年金保険料額を当時の被保険者負担厚生年金保険料率で除して求められる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額であるものの、当該給料支払明細書により、申立人が当該期間において事業主により支払いを受けていたことが確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と全て合致していることから、いずれも特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

その上、申立期間のうち 16 年 12 月分賞与については、申立人が保管する賞与支給明細書に記載された賞与額はオンライン記録で確認できる標準賞与額と合致しているほか、18 年 12 月分賞与については、賞与支給明細書により、同月分の賞与から厚生年金保険料が源泉控除されていないことが確認できることから、いずれも特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

一方、申立期間のうち平成 15 年 12 月分賞与及び 17 年 12 月分賞与については、申立人は賞与支給明細書を保管しておらず、ほかに申立人が当該期間についてオンライン記録で確認できる標準賞与額を上回る額の賞与を支給され、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を源泉控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち平成13年12月から15年5月までの期間、同年7月、同年12月分賞与、16年2月、同年4月、同年12月分賞与、17年12月分賞与及び18年12月分賞与において、その主張する標準報酬月額又は標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和57年2月及び同年3月は24万円、同年4月から58年7月までは26万円、同年8月及び同年9月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月1日から58年10月1日まで

申立期間はA社に勤務しており、年金記録によれば、申立期間の標準報酬月額は20万円から22万円と記録されているが、実際には27万円から28万円の報酬月額が支払われていた。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社の清算人であった者が保管する申立人の昭和57年分及び58年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）により、申立人が申立期間において事業主により支払われていたことが確認できる報酬月額は、オンライン記録で確認できる申立期間の標準報酬月額よりいずれも高額である。

また、源泉徴収簿により事業主が源泉控除していたと認められる社会保険料額から推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録

で確認できる申立期間の標準報酬月額よりいずれも高額であるものの、申立期間のうち昭和57年4月から58年3月までの期間については、当該期間の報酬月額に基づく標準報酬月額と合致している一方で、申立期間のうち57年2月、同年3月及び58年4月から同年9月までの期間については、当該期間の報酬月額に基づく標準報酬月額よりいずれも低額である。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、源泉徴収簿に記載された社会保険料額から推認できる厚生年金保険料控除額から、昭和57年2月及び同年3月は24万円、同年4月から58年7月までは26万円、同年8月及び同年9月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所名簿によると、A社は平成8年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役も既に死亡していることから、同社の清算人に照会したところ、「当時の社会保険事務は私が担当しており、申立人に係る届出を誤った。このため、厚生年金保険料の納付も年金記録どおりの標準報酬月額に基づく金額で行った。」と供述している上、源泉徴収簿で確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が申立期間の全てについて合致しないことから、事業主は、源泉徴収簿で確認又は推認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は申立期間の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 3474

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額の記事については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 1 日から 14 年 9 月 11 日まで

申立期間はA社に勤務していた。年金記録によれば、申立期間の標準報酬月額が大幅に引き下げられているが、実際に支払われていた報酬月額とは異なっている。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額が、平成 13 年 1 月 1 日付けの随時改定（平成 13 年 3 月 15 日処理）により、従前の 30 万円から 15 万円に引き下げられたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間においてA社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、申立人と同様に、当該随時改定により標準報酬月額が15万円に引き下げられたことが確認できる者19人のうち、申立期間の給与明細書又は賃金台帳を保管する二人については、当該給与明細書又は賃金台帳によれば、いずれも、申立期間において当該随時改定前の標準報酬月額に相当する報酬月額の支払いを受け、当該随時改定前の標準報酬月額に当時の被保険者負担厚生年金保険料率を乗じて算出した額と合致する厚生年金保険料を源泉控除されていたことが確認できることを踏まえると、申立人についても、申立期間において当該随時改定前の標準報酬月額（30万円）に相当する報酬月額が支払われるとともに、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を源泉控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該随時改定前の標準報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は「当時の資料を保管していないため、不明である。」と回答しているが、B厚生年金基金が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額変更届により、事業主が申立人の申立期間に係る標準報酬月額を15万円として届け出たことが確認できることから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対しても申立期間に係る標準報酬月額を15万円として届け出たものと認められ、その結果、社会保険事務所は申立期間の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和38年2月5日、同資格喪失日に係る記録を同年10月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和41年1月14日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月5日から同年10月1日まで
② 昭和41年1月14日から同年2月1日まで

昭和36年3月にD社に入社し、現在も同社のグループ会社で勤務している。

申立期間①は、D社のグループ会社であるE社からA社へ異動となり、同社で勤務した期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②は、D社F支店からC社へ異動となった時期であるが、厚生年金保険の加入記録が無い。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間①においてD社のグループ会社で勤務していたことが確認できる。

また、D社のグループ会社であるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に厚生年金保険被保険者資格が確認できる複数

の同僚が、「申立人は、申立期間①にA社に勤務していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間①において同社で勤務していたことが認められる。

さらに、D社では、「申立人は、昭和36年3月15日から平成元年3月1日までD社に正社員として勤務していた。」と回答している上、申立期間①の直前に同社からA社に異動となったとする同僚は、オンライン記録によると、D社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日と同日にA社で同被保険者資格を取得しており、厚生年金保険被保険者資格が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同年齢で同期入社と同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについて不明としているが、申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ厚生年金保険被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年2月から同年9月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、D社の回答から判断すると、申立人は、同社及びその関連会社に継続して勤務し（D社F支店からC社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、事業主の回答から申立人の当該異動に係る発令日は、昭和41年1月14日であったと考えられることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和41年2月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについて不明としているが、社会保険事務所の記録におけるC社の厚生年金保険被保険者

資格取得日が雇用保険の被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和41年2月1日を厚生年金保険被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 3476

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和62年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月31日から62年1月1日まで
申立期間は、A社に勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間においてA社で継続して勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和61年12月31日に、16人が申立人と同じく、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、このうち同僚一人が所持している当該事業所の同年同月支給の給与明細書によると、当該同僚は、給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の申立期間当時の経理担当者は、「A社では、厚生年金保険料を当月支給分の給与から控除していた。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 61 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、38 万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、当該事業所は、前述のとおり、昭和 61 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

しかし、商業法人登記簿謄本によると、当該事業所は、昭和 62 年 1 月 20 日に株主総会の決議により解散となっており、申立期間当時は、法人事業所であることが確認できる上、当該事業所において取締役 7 人が就任していることが確認できるほか、雇用保険の被保険者記録によると、申立人のほかに同僚一人が申立期間において当該事業所で雇用保険に加入していることが確認できることから、申立期間当時、当該事業所は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 3477

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和50年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から同年8月1日まで

昭和31年12月17日から平成7年1月に退職するまでA社及び同社関連会社に継続して勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間当時は、A社から同社が関連会社として設立したB社（現在は、C社）に移籍した時期であるが、厚生年金保険料については、給与から控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社及びC社の回答から、申立人は、A社の関連会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社及びC社の回答から、昭和50年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和50年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険

料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 4 月から同年 7 月までの厚生年金保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和50年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月16日から同年10月16日まで
昭和50年10月16日付けでC事業所からD事業所に転勤となったが、厚生年金保険の被保険者記録が1月欠落しているのはおかしいので、この記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C事業所から提出された在職証明書（写し）、申立人の雇用保険の加入記録及び同社C事業所の回答により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和50年10月16日にA社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和50年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が厚生年金保険の被保険者資格喪失届の日付を間違った可能性が高いと回答していることから、事業主が昭和50年9月16日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 1912

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 61 年 9 月まで

私は、私の母親から国民年金に加入することを勧められ、昭和 58 年 11 月頃、加入手続を行った。

その加入手続の際に、それ以前の期間の国民年金保険料を未納にしておきたくなかったので、遡ってまとめて納付する手続を併せて行い、私の母親からお金を借りて、当該期間の保険料の 10 万円ぐらいをまとめて納付した。

また、加入手続後の国民年金保険料は、毎月、金融機関で納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 11 月頃に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳前渡整理簿等により、申立期間後の 63 年 11 月頃に払い出されたことが確認できる上、申立期間について、A 市における申立人の国民年金被保険者名簿が見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものと推認でき、申立期間の保険料の納付書は交付されず、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に未納分の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 63 年 11 月の時点で、i) 申立期間は時効により保険料を納付できない期間であること、ii) 申立人のオンライン記録等により、申立人は、過年度納付が可能な期間（昭和 61 年 10 月から 63 年 3 月まで）の保険料を納付していることが認められること、iii) 申立人は、このほかに遡って保険

料を納付したことはないとしていることから、申立人が述べている未納分の保険料とは、過年度納付が可能な期間の納付済保険料であると考えるのが自然である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡が見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1913

第1 委員会の結論

申立人の平成11年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月及び同年10月

私は、会社を退職後、私の両親に勧められ、平成11年10月頃、国民年金に加入し、失業期間中に送付されてきた納付書で国民年金保険料を納付した。

申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年10月頃、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付したと述べているところ、申立期間当時、申立人が居住していたA市には、申立人の国民年金被保険者名簿が見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったものと推認でき、未加入期間は保険料の納付書が交付されず、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、オンライン記録により、B社会保険事務所（当時）が、平成11年12月21日付けで、申立人を含む「国民年金未加入者加入勧奨」の一覧表を作成していることが確認でき、同社会保険事務所から、A市に国民年金の未加入者である旨が通知されたことが推認できるものの、同市は、一般的には当該通知により、被保険者種別変更の連絡を該当者に対し行うことはなかったとしている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1914

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年3月までの期間及び48年11月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から48年3月まで
② 昭和48年11月から49年3月まで

私は、昭和47年11月27日にA社を退職し、その職場の同僚と一緒にB市役所で、私の国民年金の加入手続を行い国民年金保険料の納付を始めた。

先日、国民年金保険料納付記録の回答書により、申立期間の国民年金保険料は未納であることを知ったが、保険料は納付したはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年11月頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、50年1月頃に、申立人及びその夫と連番で払い出されていることが確認できることから、申立期間当時、申立人は、国民年金に未加入であり国民年金保険料の納付はできなかったものと考えられる。

また、申立人が一緒に加入手続を行ったとする元職場の同僚は、「申立人と一緒に手続に行ったことはあるが、その時期までは特定できない。」と述べていることから、当該同僚の証言により申立期間の国民年金保険料の納付の事実を確認することはできない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付した記憶がない。

加えて、申立人に別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計

簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1915

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から50年1月まで

私は、勤めていた会社を退職し、昭和48年8月末頃、A市役所本庁に行き、国民年金の加入手続を行った。その際、担当者から、「若いのだから納めなくてもよい。」と意外なことを言われたが、強引に国民年金の加入手続をした記憶がある。国民年金保険料については、2か月か3か月に一度、同市役所本庁で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳は、昭和49年11月以降に使用された国民年金、厚生年金保険及び船員保険の三制度共通の年金手帳であるほか、申立人の国民年金記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者状況調査及び国民年金被保険者台帳管理簿により、51年9月頃に払い出されたものと推認でき、申立期間中、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、これらは、48年8月末頃、国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張とは一致しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期と推認される昭和51年9月の時点では、申立期間のうち、48年8月から49年6月までの国民年金保険料は時効により納付できない上、同年7月から50年1月までの保険料は、過年度納付が可能であるが、申立人は、保険料を遡って納付したという記憶もない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿・確定申告書等）が無く、ほかに保険料が納付されていたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1916

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、平成4年12月頃、私の郵便局の貯金口座から現金を引き出し、A銀行B町役場出張所(当時)で保険料を納付したが、その際、領収印が押されていないままの納付書・領収証書を渡され、「これが領収証になる。」と言われたため、そのまま受領した。

申立期間後の国民年金加入期間については全て保険料を納付しており、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る3枚綴りの領収印の無い納付書・領収証書を所持しており、申立期間の国民年金保険料を納付した際、「これが領収書になる。」と言われ、渡されたものとしているところ、同納付書・領収証書の3枚の綴りのうち、保険料を収納した金融機関から管轄の社会保険事務所(当時)に送付される領収済通知書及び同様に日本銀行取りまとめ店に送付される領収控の2枚についても切り離されていないままの状態です。所持していることから、金融機関において、申立期間の保険料の納付を行っていないものと考えられる。

また、申立人が申立期間当時から現在まで住所を定めているC市では、「時期の確認はできないが、社会保険事務所から過年度保険料の納付書を預かり、手書きの納付書を発行していたことがある。」としているところ、申立人は、手書きの納付書を発行してもらい国民年金保険料の納付を行った記憶はないとしており、申立人が所持する納付書・領収証書以外の方法で申立期間の保険料が納付された形跡も認められない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1917

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から58年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から58年1月まで

昭和53年4月に私の夫が私の国民年金の任意加入手続を行ってくれ、保険料も納付してくれていた。その後、住所も夫の勤務先も変わっておらず、収入も安定しており、国民年金の被保険者資格の喪失申出を行う理由が思い当たらない。

また、申立期間のうち、昭和55年7月から同年9月までの国民年金保険料は既に還付している、との回答をA年金事務所から得ているが、還付金を受け取った記憶はなく、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「国民年金の被保険者資格を喪失する理由はなく、その手続も行っていない。」と述べているが、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、昭和55年7月1日付けで国民年金の被保険者資格を喪失し、58年2月22日付けで同資格を再取得している旨の記載があり、申立人がこれらの手続を行った際に、当該資格記録が記載されたものと考えるのが自然であるほか、この記録は、特殊台帳（マイクロフィルム）、オンライン記録及びB市の国民年金被保険者名簿の記録と一致する。

また、B市において、i) 申立人に係る昭和56年度の国民年金被保険者名簿が作成されておらず、申立人が申立期間中、住所を定めていたB市において、同年度に申立人が国民年金に加入していた記録は無かったものと考えられること、ii) 57年度の名簿は作成されているが、国民年金の被保険者資格を昭和58年2月22日付けで再取得するまでは国民年金に未加入とされていることから、申立人は、55年7月から58年1月までは国民年金に未加入であり、

年度の途中で被保険者資格を喪失している 55 年度を除き、申立期間の国民年金保険料の納付書が作成されることはなかったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの期間については、B 市の被保険者名簿により、一旦国民年金保険料が納付されていることが確認できるが、特殊台帳及び還付整理簿により、当該期間の保険料が還付処理されたことが確認できる上、これら公簿上の記録に不自然な点は無く、ほかに申立人に対し保険料が還付されたことを疑わせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1918

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から52年3月まで

私の父親が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、保険料についても父親名義のA社（現在は、B社）の預金口座から納付してくれていた。

時期は定かではないが、同社から、私の父親に、本来納付すべき私の国民年金保険料を納付していなかったとの電話連絡があったことを記憶していることもあり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿及びその前後の同記号番号の被保険者状況調査により、昭和53年4月又は5月頃に払い出されたものと推認できるが、当該払出時点では、49年2月から50年12月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、申立人に対し、別の国民年金記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金記号番号が払い出されたと推認できる昭和53年4月の時点では、申立期間のうち、51年1月から52年3月までの国民年金保険料は、過年度納付が可能であるが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれていたとする申立人の父親は既に死亡している上、申立人は、申立人の父親に対し、申立人の国民年金保険料の納付について委任を受けていたA社から申立人の保険料を納付していなかった旨の電話連絡があったことを記憶している以外に申立期間の保険料納付に関する具体的な記憶がない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3479

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 1 日から 36 年 10 月 20 日まで
申立期間は、A社のB業務担当者として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に係る具体的供述、当時の同僚であった申立人の妻の供述及び当時の会計顧問であった会計事務所の担当者の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、昭和 37 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本によると、49 年 10 月 1 日に解散していることが確認できる上、当時の事業主及び他の役員についても所在が確認できないことから、申立人の申立期間に係る雇用形態、勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、「申立期間当時、A社の事務所において勤務していた者は11人であり、そのうち上司、私及び私の妻の3人が社員であった。私は社員として採用されたので、厚生年金保険に加入しているはずである。」と主張しているものの、当該上司（給与及び社会保険事務の責任者）は既に死亡していることから、同人からは、申立人の申立期間に係る雇用形態、勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない上、申立人は、C部門の同僚一人、退社時に事務を引き継いだとする同僚一人、当時

当該事業所が経営する商業施設の責任者であったとする同僚4人の計6人の名前を挙げているものの、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により当時厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるC部門の同僚一人は、所在が不明であり、また、残りの5人は、同名簿によると、厚生年金保険に加入した記録は無く、連絡先が不明なことから、これらの者からも申立期間における申立人の雇用形態、厚生年金保険の適用状況等について供述を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿により申立期間当時、厚生年金保険の被保険者資格があった者は事業主を含め7人であったことが確認できるところ、前述した事業主（死亡）、上司（死亡）、申立人の妻及びC部門の同僚一人（所在不明）以外の3人のうち生存及び所在の確認できた同僚一人に照会したところ、「昭和33年1月頃から36年5月頃までA社に勤務していたが、申立期間当時に申立人が勤務していたかどうかは分からない。同社では、従業員の厚生年金保険への加入については事業主が決めていた。当時、同社には100人ぐらいの従業員がいたが、同保険に加入していた者は少数であった。」と供述している。

これらのことを踏まえると、申立期間当時、当該事業所では、全ての従業員について一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っておらず、事業主が何らかの基準により従業員ごとに厚生年金保険の加入の判断を行っていたものと考えられる。

なお、申立期間当時、当該事業所の会計顧問であった会計事務所の担当者に照会したところ、「社会保険手続については当該事業所が自ら行っていたので、当該事業所の厚生年金保険の適用状況及び申立人の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と回答している。

加えて、当該事業所の被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は記載されておらず、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

A社に昭和 36 年 4 月 1 日に入社し、37 年 9 月 18 日まで継続して勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 36 年 12 月 1 日と記録されている。

当時の給与明細書等はないが、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、オンライン記録によると、昭和 39 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主に照会したものの、回答が得られないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 36 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、申立人を含めた 3 人が同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立期間当時は同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、生存及び所在が確認できた同僚 7 人に照会したところ、そのうち回答が得られた 4 人全員が、「申立期間において、申立人が勤務していたかは不明。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることはできない。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の同

保険手帳記号番号は、昭和 36 年 12 月 1 日に当該事業所において同保険の被保険者資格を取得した際に払い出されていることが確認でき、この記録は、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録と一致する。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から34年7月30日まで
厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間は脱退手当金を受給しているため年金額に算入されないとの回答があった。
脱退手当金を請求したことも、もらった覚えもないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、昭和35年12月15日に厚生省(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答したことを示す表示が記されていることが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、昭和36年3月9日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設(昭和36年11月)前であり、20年以上の厚生年金保険の加入期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立期間の事業所を退職後、43年4月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3482 (事案 2871 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から 54 年 8 月まで

申立期間はA社にB業務担当として勤務し、毎月 25 万円から 30 万円の給与を支給されていたが、オンライン記録では、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が 10 万 4,000 円から 12 万 6,000 円と記録されているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないと通知された。

しかし、昭和 53 年及び 54 年について、当該標準報酬月額に勤務月数（休職した期間を除く。）を乗じて算出した年収額と源泉徴収票に記載されている年収額とは合致しないので、標準報酬月額の記録は不自然であると思う。再申立てをするので再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 年金記録確認第三者委員会が行う標準報酬月額の認定においては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになること、ii) A社が保管する申立人の昭和 53 年分及び 54 年分の給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）及び申立人が保管する昭和 54 年度の所得・納税証明書により、申立人が両年において同社から支払われたことが確認できる給与及び賞与の合計額（昭和 53 年は 172 万 1,252 円、54 年は 166 万 6,525 円）を給

与支給月数（昭和 53 年は A 社が保管する労働者名簿により申立人が休職していたことが確認できる同年 7 月及び同年 8 月を除く 10 か月、54 年は退職月を 2 分の 1 か月とした 7.5 か月）で除した額（昭和 53 年は 17 万 2,125 円、54 年は 22 万 2,203 円。ただし、いずれも賞与額についても給与に按分した額。）は、いずれも、申立人が申立期間において同社から支払われていたと主張する報酬月額より低額であること、iii) 当該源泉徴収票により、申立人が事業主により源泉控除されていたと認められる昭和 53 年の社会保険料の金額（10 万 6,597 円）は、オンライン記録で確認できる毎月の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の年合計額（6 万 1,789 円）、健康保険料の年合計額（4 万 4,660 円）、及び給与等の総支給額から推計される雇用保険料額（8,606 円）を合計した額（11 万 5,055 円）より低額であるほか、54 年の社会保険料の金額（8 万 9,366 円）は、オンライン記録で確認できる毎月の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の年合計額（4 万 5,864 円）、健康保険料の年合計額（3 万 3,040 円）、及び給与等の総支給額から推計される雇用保険料額（9,166 円）を合計した額（8 万 8,070 円）とほぼ合致していることから、いずれも特例法によるあっせんの対象にならないこと、iv) 申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚 7 人に照会したところ、回答が得られた 5 人のうち当時の給与月額に係る供述を得られた 4 人（申立人が自身と日々同じ行動をとり、残業の実態も同様であったとして名前を挙げた者二人のうち回答が得られた一人を含む。）は、いずれも、「当時支払われていた給与月額と標準報酬月額の記録はおおむね合致している。」と供述している上、このうち申立人の前任者であったとされる者は、「当時の私の給与月額は 20 万円か 22 万円ぐらいであり、残業は多かったものの一定の制限があったことから、申立人がそれ以上の額を支給されていたとは考えられない。」と供述しており、申立人が当時の課長として名前を挙げた者は、「私は当時、月額 32 万円ほどの給与を支給されていたが、申立人がこれを上回る給与を支給されていたはずがない。」と供述しているほか、申立人が当時の支店長として名前を挙げた者も、「当時の私の給与月額は 32 万円ぐらいであったことから、申立人の給与月額は 10 万円から 12 万円ぐらいではないか。」と供述していること、v) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者 4 人に照会したところ、回答が得られた 3 人のうち当時の給与月額に係る供述を得られた二人は、いずれも、「当時支払われていた給与月額と標準報酬月額の記録はおおむね合致している。」と供述している上、このうち一人は、「私の当時の給与月額は 10 万円から 13 万円であったことから、ほぼ同年齢の申立人も同様であったと思う。また、申立人が主張する給与月額 25 万円から 30 万円は、当時の部長クラスの給与月額と思

われる。」と供述しており、これらの者から申立人の主張を裏付ける供述は得られなかったこと、vi) 当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書（昭和 52 年 6 月 14 日付け）、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（昭和 52 年 8 月 8 日付け）及び厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（昭和 53 年 8 月 1 日現在）、並びに A 健康保険組合が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（昭和 52 年 6 月 13 日処理）、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（昭和 52 年 8 月 1 日現在）及び健康保険被保険者報酬月額変更届（昭和 53 年 8 月 17 日受付け）によると、申立期間について事業主が社会保険事務所（当時）及び同健康保険組合に届け出た報酬月額は、申立人の当該事業所に係る被保険者原票の記録といずれも合致していることが確認できること、vii) 申立人は、「社会保険庁（当時）と会社が癒着していた。」と主張するが、オンライン記録及び申立人の当該事業所に係る被保険者原票によれば、申立人が 52 年 6 月 6 日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得してから、54 年 8 月 11 日に同資格を喪失するまでの期間において、標準報酬月額の記録が訂正された形跡は無いこと、viii) 申立人は、労働者名簿において 53 年における休職期間が同年 7 月及び同年 8 月と記載されていることについて、「昭和 53 年 3 月頃から同年 7 月か同年 8 月まで入院したため、当該休職期間の記載は誤りであり、同年の報酬月額は記録されていた額より高額であった。」と主張するが、申立人が主張する入院期間の全てが事業主により休職扱いとされ、給与が支払われなかったことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ix) 申立人は、「会社が保管する源泉徴収票は改ざんされた可能性がある。」と主張するが、申立人が保管する昭和 54 年度の所得・納税証明書に記載された昭和 53 年の給与支払額は、同年分の源泉徴収票に記載された給与及び賞与の合計額と合致しており、ほかに当該源泉徴収票が改ざんされたことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 10 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 54 年度の所得・納税証明書及び労働者名簿、昭和 53 年及び 54 年 5 月から同年 7 月までの「支払明細」を入手したので提出するとしているものの、昭和 54 年度の所得・納税証明書は、前回の申立てに当たり申立人が提出したものと同一のものであること、労働者名簿は前回の申立てに当たり A 社から提出されたものと同一のものであること、及び申立人が 53 年及び 54 年 5 月から同年 7 月までの「支払明細」であるとしているものは、前回の申立てに当たり同社から提出された厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（昭和 53 年 8 月 1 日現在）及び被保険者標準報酬改定通知書であることが確認でき、これらの資料からは新たな事情は認められない。

また、申立人は、昭和 53 年及び 54 年について、当該標準報酬月額に勤務

月数（休職した期間を除く。）を乗じて算出した年収額と源泉徴収票に記載されている年収額とは合致しないので、標準報酬月額記録は不自然である旨主張しているが、この主張は、記録の訂正につながる新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月 21 日から同年 11 月 9 日まで
② 昭和 58 年 4 月 12 日から同年 11 月 8 日まで
③ 昭和 59 年 4 月 23 日から同年 11 月 13 日まで

A社B事業所の開設以来、毎年、夏期はA社に勤務し、C業務担当部でC業務などの仕事をしていた。昭和 57 年から 59 年までの3年間のみ厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしいので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人は申立期間①、②及び③においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は平成 22 年 2 月 12 日に解散していることが商業登記簿謄本により確認できることから、申立人が勤務していたとするB事業所を現在運営するD社に照会したところ、「各申立期間当時に勤務していた従業員の氏名や厚生年金保険の加入について確認できる資料は残されていない。当時の季節労働者の厚生年金保険加入についても分かることがなく、申立人が各申立期間のみ厚生年金保険に加入していない理由は分からない。」と述べていることから、各申立期間における申立人の厚生年金保険の加入状況及び同保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた3人（C業務員）に照会したところ、全員が各申立期間も勤務していたと述べているものの、オンライン記録によると、このうちの一人について昭和 58 年夏期の厚生年金保険被保険者記録が存在する以外は、各申立期間において同被保険者であった記録は無い上、3人は共に、「厚生年金保険の加入については分からない。」と述べている。

さらに、オンライン記録により、当該事業所における夏期の厚生年金保険

被保険者記録が確認できる 12 人に照会したところ、回答が得られた 6 人のうち 3 人は、「厚生年金保険には希望して加入した。」と述べており、別の一人は、「私は 38 年間連続で勤務したが、厚生年金保険に加入しない年が 2 年から 3 年ぐらいあった。」と述べているところ、当該同僚が、それぞれ記憶する自身の当該事業所における勤務期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い期間が存在する上、申立人及び同僚が申立人と同じく各申立期間のいずれかの期間に C 業務担当部で勤務していたとする者も、各申立期間における厚生年金保険被保険者記録は無い。

以上のことから、事業主は、従業員が勤務する全ての期間について一律に厚生年金保険に加入させていたものではないと考えられる。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が各申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、同原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3484

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 20 日から 42 年 11 月 1 日まで
昭和 41 年 9 月 1 日から 43 年 10 月 5 日までの期間、A社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無いが、申立期間は継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間について、継続して当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 43 年 10 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、オンライン記録により生存及び所在が確認できた 13 人（申立人が名前を挙げた同僚二人を含む。）に照会したところ、7 人から回答が得られたが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる供述を得ることはできない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人及び上記の回答が得られた同僚 7 人のうち 1 人の同僚の供述から、継続して勤務していたと推認できる者にも、申立人と同様に当該事業所における厚生年金保険被保険者記録に欠落がみられる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、夫も同事業所の被保険者であることが確認できるところ、申立期間のうち、

始期は特定できないものの、夫が被保険者資格を喪失した昭和 42 年 8 月 20 日までの期間について、申立人は夫の健康保険の被扶養者として記録されていることが確認できる。また、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び夫の同原票においても訂正等の不自然な記載はみられない。

その上、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 11 月 1 日から 10 年 2 月 1 日まで
② 平成 10 年 2 月 1 日から 13 年 4 月 1 日まで

申立期間①について、A社に平成 9 年 11 月 1 日から勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②について、A社に勤務し、月額 30 万円から 35 万円程度の給与を受給していたが、社会保険事務所（当時）の記録によると、標準報酬月額が低くなっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が提出したA社から交付された「平成 9 年分給与所得の源泉徴収票」には平成 9 年 11 月 1 日中途入社と記載されている上、申立人が提出した「B 無料職業紹介所長宛の『採否通知書』」には、上記の中途入社日と同日に常用社員として採用されたことが記載されていることから判断すると、申立人は申立期間①において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記の「平成 9 年分給与所得の源泉徴収票」では、給与等の支払金額は確認できるものの、社会保険料等の金額欄は空欄となっていることから、申立人は平成 9 年分の社会保険料等を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人の申立期間①に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況

について事業主に照会したところ、「全てが不明。」と回答している。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶していないため、オンライン記録により、申立期間①当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた 20 人に照会したところ、唯一回答が得られた者は、「申立人を覚えていない。会社はC業務員の定着率が低かったため、なかなか厚生年金保険に加入させてくれず、私の場合、厚生年金保険に加入することを入社条件の一つにしていたにもかかわらず、3 か月たってからやっと加入した。しかも、会社は雇用保険に加入させてくれなかった。」と供述している。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間②のうち、平成 10 年 3 月から 13 年 3 月までの期間については、申立人が保管している給与支給明細書に記載された給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額よりもいずれも高額であるものの、当該期間については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と全て一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち、平成 10 年 2 月については、申立人は、給与支給明細書を所持していないものの、給与支給額及び厚生年金保険料控除額については、「その後の月と変わりがなかったと記憶している。」と供述していることから、給与支給明細書を所持している同年 3 月から 13 年 3 月までの給与支給額が、オンライン記録の標準報酬月額よりもいずれも高額であることを踏まえると、10 年 2 月における申立人の給与支給額についても、オンライン記録の標準報酬月額より高額であったことは推認できるが、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬

月額、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることから、10年2月のみ、事業主が源泉控除した厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額より高額であったとは考え難い。

さらに、A社では、「申立てどおりの届出を行ったか、申立人の厚生年金保険料を納付したかについては、不明である。」と回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 6 月から 28 年 7 月 1 日まで

申立期間はA社B支店に正社員として勤務し、同社が受注したC市のD工事現場でE業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するC市のD工事現場等で撮影したとする写真、及びA社B支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間において同社同支店で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者が、「当時、A社B支店では、C市のD工事を受注していた。」と供述していることから判断すると、期間及び身分の特定はできないものの、申立人が同社同支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、A社B支店は昭和 61 年 5 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の当時の代表取締役は生存及び所在が不明であるほか、前述の被保険者の供述から同社同支店の支店長であったことが判明した者も既に死亡しているため、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者からも申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができなかった。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿により、申立期間において当該事

業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者12人に照会したところ、回答が得られた9人は、いずれも、「申立人を知らない。」と供述している。

一方、申立人は、「正社員であった。」と主張しているところ、当該回答者9人のうち1人は、「申立人の旧名は珍しい名前であり、また、2年間も正社員として勤務していれば必ず記憶に残るはずであるが、記憶にない。当時、正社員は現場勤務の者も支店に集合する機会があり、互いに知っているが、申立人はその中にはいなかったのので、申立人は正社員ではない。また、当時は、正社員以外に、現場単位で採用され、勤務期間が事業の終了までの者がいたが、申立人はこうした現場採用の者であったと思われる。なお、現場採用の者は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述しており、他の一人も、「当時は戦後復興のため事業受注も多く、多忙を極めていたため、正社員以外の者を現場ごとに採用しており、これらの者は厚生年金保険に加入させていない。また、当時は社長が支店を訪れることが多く、その都度、現場勤務の正社員を支店に集めて会議や懇親会を行っていたため、正社員は互いに面識があり、よく記憶しているが、申立人には会ったことがないので、申立人は正社員ではなく、現場採用者であったと思う。」と供述しているほか、C市のD工事担当であったと供述する別の一人も、「申立人を知らない。」と供述しており、ほかに申立人が、申立期間において正社員として当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、当該回答者9人が供述する採用時の身分は、いずれも正社員であり、現場採用者でありながら厚生年金保険の被保険者であった者は確認できず、ほかに当該事業所において、現場採用者を厚生年金保険に加入させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、当該事業所に係る被保険者名簿においては、申立人の氏名（旧名を含む。）は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までの期間並びに申立期間⑦及び⑧について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立人は、申立期間⑥について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 12 月 24 日から 40 年 4 月 1 日まで
② 昭和 44 年 10 月 27 日から 46 年 11 月 16 日まで
③ 昭和 49 年 6 月 25 日から 51 年 3 月 2 日まで
④ 昭和 51 年 3 月 16 日から同年 5 月 1 日まで
⑤ 昭和 54 年 6 月 1 日から同年 6 月 10 日まで
⑥ 昭和 54 年 6 月 10 日から同年 7 月又は同年 8 月
まで
⑦ 昭和 56 年 12 月 1 日から 59 年 5 月 1 日まで
⑧ 平成 4 年 10 月 10 日から 5 年 2 月 10 日まで

申立期間①及び②は、A社にB職として勤務していた。

申立期間③は、C社に勤務し、D業務に従事していた。

申立期間④は、E社にF業務員として勤務していた。

申立期間⑤はG社に勤務し、H業務を担当していた。

申立期間⑥はG社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間⑦は、I社J支社（現在は、K社J支社）にL業務員として勤務していた。

申立期間⑧は、M社に勤務し、N業務に従事していた。

申立期間①から⑤までの給与支給額については全く記憶していないが、現在の年金給付額が少ないので、各申立期間の標準報酬月額の記録を訂正

してほしい。

申立期間⑥については、給与明細書等はないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい

申立期間⑦及び⑧については、各申立期間の一部について給与明細書を保管しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、事業所名簿によると、A社は平成5年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、同社の当時の代表者に照会したところ、「当時の資料については、平成16年に事業廃止した際に廃棄済みであるため、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額については不明である。」と回答しており、申立人が両申立期間において健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）に記載された標準報酬月額を上回る報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を源泉控除されていたことを裏付ける供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたと供述する同僚3人については、このうち一人は生存及び所在が不明であり、他の一人は個人を特定することができないことから、別の一人に照会したところ、「当時の給与支給額と年金記録で確認できる標準報酬月額はおおむね合致していると思う。」と供述しており、当時、当該事業所において、被保険者原票で確認できる標準報酬月額を上回る報酬月額が支払われていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間①及び②当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者4人に照会したところ、回答が得られた二人のうち一人は、「当時の給与支給額と標準報酬月額の記録はおおむね合致している。」と供述しているほか、他の一人は、「当時の給与支給額は記憶していない。」と供述しており、これらの者からも、当時、当該事業所において、被保険者原票で確認できる標準報酬月額を上回る報酬月額が支払われていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間①において申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者二人の資格取得時の標準報酬月額は、いずれも申立人と同額の1万円である上、昭和39年10月に定時決定された標準報酬月額は、いずれも申立人より低額の1万円であることが確認できるほか、申立期間②において申立人の10日後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者一人の資格取得時の標準報酬月額は2万2,000円、45年8月1日に随時改

定された標準報酬月額が2万6,000円、同年10月1日に定時決定された標準報酬月額は2万8,000円であり、これらはいずれも申立人と同額であることが確認できることを踏まえると、申立人の両申立期間における標準報酬月額が特に低額であったとは言い難く、ほかに申立人が、両申立期間において被保険者原票に記載された標準報酬月額を上回る報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を源泉控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間③については、事業所名簿によると、C社は昭和51年3月2日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、同社の当時の代表者に照会したところ、「当時の資料については全て廃棄済みであるため、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額については不明である。」と回答しており、申立人が申立期間③において当該事業所に係る被保険者原票に記載された標準報酬月額を上回る報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を源泉控除されていたことを裏付ける供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたと供述する同僚二人のうち、前述の代表者であった者を除く一人については、個人を特定することができないことから、当該事業所における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間③前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者一人に照会したものの、回答は得られず、同人からも当該事業所における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできなかった。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票によれば、申立期間③においては申立人以外に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった者が確認できないところ、申立人が当該事業所で同保険の被保険者資格を取得する直前まで同保険の被保険者であったことが確認でき、申立人よりも10歳年長の者の被保険者資格喪失時の標準報酬月額は3万6,000円であり、申立人をやや上回る程度であることが確認できることを踏まえると、申立人の申立期間③における標準報酬月額が特に低額であったとは言い難く、ほかに申立人が、申立期間③において被保険者原票に記載された標準報酬月額を上回る報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を源泉控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 申立期間④については、事業所名簿によると、E社は平成5年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役も既に死亡していることから、商業登記簿謄本の記録により、同社の清算人で

あったことが確認できる者に照会したところ、「当時の資料は引き継いでおらず、私が入社したのも申立期間④より後であるため、当時の状況は分からない。」と回答しており、申立人が申立期間④において当該事業所に係る被保険者原票に記載された標準報酬月額を上回る報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を源泉控除されていたことを裏付ける供述は得られなかった。

また、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から当該事業所における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間④前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた女性5人に照会したところ、回答が得られた二人のうち一人は、「当時、E社のF業務員は、F業務の経験の有無によって売上額に差があり、経験が豊富である者は給与支給額も高かった。申立人については記憶があるが、F業務の経験があったようには見えず、あっという間に辞めていったので、給与支給額が高い方であったとは思われない。なお、自身の当時の給与支給額と標準報酬月額の記録はおおむね合致している。」と供述しているほか、他の一人は、「申立人については記憶がないが、当時の給与支給額は標準報酬月額と合致している。」と供述しており、これらの者から、当時、当該事業所において、被保険者原票で確認できる標準報酬月額を上回る報酬月額が支払われていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

一方、事業所に係る被保険者原票によれば、当該被保険者5人の申立期間④前後の標準報酬月額は、6万円から8万6,000円であることが確認でき、前述の被保険者の供述を踏まえると、申立人の申立期間④における標準報酬月額が特に低額であったと言い難く、ほかに申立人が、申立期間④において被保険者原票に記載された標準報酬月額を上回る報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を源泉控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

4 申立期間⑤については、事業所名簿によると、G社は昭和59年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間⑤における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできなかった。

また、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から当該事業所における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間⑤前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在

が確認できた者5人に照会したところ、回答が得られた3人のうち、当時の給与支給額について供述が得られた一人は、「当時の給与支給額は標準報酬月額記録より低額であった。」と供述しており、当時、当該事業所において、被保険者原票で確認できる標準報酬月額を上回る報酬月額が支払われていたことをうかがわせる供述は得られなかったほか、他の一人が保管するG社の給料支払明細書によれば、事業主により源泉控除されたことが確認できる厚生年金保険料額を当時の被保険者負担厚生年金保険料率で除して求められる報酬月額は、当時の標準報酬月額と合致していることが確認できる。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票によれば、申立期間⑤において当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は確認できないところ、昭和54年6月1日に同資格を喪失した者一人の標準報酬月額は、資格取得時から資格喪失時まで8万6,000円であることが確認できることを踏まえると、申立人の申立期間⑤における標準報酬月額が特に低額であったとは言い難く、ほかに申立人が、申立期間⑤において被保険者原票に記載された標準報酬月額を上回る報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を源泉控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

5 申立人は、申立期間⑦及び⑧の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

6 申立期間⑦については、K社J支社に照会したところ「当支社が保管する申立人の健康保険厚生年金保険雇用保険被保険者台帳によると、申立人の申立期間⑦における標準報酬月額は年金記録どおりであり、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していたものと考えられる。また、当支社が保管する申立人の被保険者資格取得時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によれば、当社が年金記録どおり標準報酬月額に見合う報酬月額の届出を行ったことが確認できる。」と回答しており、被保険者原票で確認できる標準報酬月額を上回る報酬月額が申立人に支払われていたことをうかがわせる回答は得られない上、同社同支社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険雇用保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写しにより、当該回答が裏付けられる。

また、申立人が保管する昭和58年7月分の給与明細書に記載された支

給額（10万5,542円）は被保険者原票で確認できる同月の標準報酬月額（8万円）より高額であるものの、厚生年金保険料控除額（3,680円）を当時の被保険者負担厚生年金保険料率（1,000分の46）で除して求められる報酬月額（8万円）は、当該標準報酬月額と合致している上、当該厚生年金保険料控除額は、当該事業所が保管する前述の健康保険厚生年金保険雇用保険被保険者台帳に記載された同保険料額とも合致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者22人の申立期間⑦における標準報酬月額は7万2,000円から22万円であることが確認できるが、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人のうち、個人が特定できた者一人、及び当該被保険者のうち生存及び所在が確認できた者4人に照会したところ、回答が得られた3人のうち1人は、「当時はL業務の実績による歩合給があり、成績の良し悪しで本給にも差があった。なお、自身の当時の給与支給額と標準報酬月額の記録は合致している。」と供述しており、他の一人は、「入社時の標準報酬月額は9万8,000円であるが、給与の手取り額は7万円であった。」と供述しているほか、別の一人は、「当時の給与支給額は記憶していない。」と供述しており、ほかに申立人が、申立期間⑦において被保険者原票に記載された標準報酬月額を上回る報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を源泉控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

7 申立期間⑧については、事業所名簿によると、M社は平成9年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の代表取締役等に照会したものの回答が得られなかったことから、申立人の申立期間⑧における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできなかった。

また、申立人が保管する所属年の記載が無い11月分及び12月分の給与明細書については、11月分の給与明細書に記載された支給額（10万5,900円）はオンライン記録で確認できる同月の標準報酬月額（9万2,000円）より高額であるものの、12月分の給与明細書に記載された支給額は「89xxx円」と判読できるところ、当該金額は同月の標準報酬月額（9万2,000円）より低額であり、この一方で、両月の給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、いずれも「65xx円」と判読できるところ、オンライン記録で確認できる両月の標準報酬月額に当時の被保険者負担厚生年金保険料率（1,000分の72.5）を乗じて求められる保険料額が6,578円であることを踏まえると、両月の給与明細書が申立期間⑧のものであるとすれば、申立人は、いずれも、標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業

主により源泉控除されていたものと考えられることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から当該事業所における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

加えて、オンライン記録により、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた4人に照会したところ、回答が得られた二人は、いずれも、「私の当時の給与支給額と標準報酬月額の記録は合致している。」と供述しており、ほかに申立人が、申立期間⑧において被保険者原票に記載された標準報酬月額を上回る報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を源泉控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

8 申立人の申立期間①から⑤まで及び申立期間⑦の各事業所に係る被保険者原票及び申立期間⑧に係るオンライン記録によれば、申立人が各事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得してから同資格を喪失するまで、いずれも標準報酬月額の記録が訂正された形跡は無い。

9 申立人は、申立期間①から⑤までについて、「当時の給与支給額を全く記憶していないが、現在の年金給付額が低額なので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。」と主張するが、このような理由で年金記録訂正のあっせんを行うことはできない。

10 このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から⑤までの期間並びに申立期間⑦及び⑧について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

11 申立期間⑥については、上記4のとおり、G社から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間⑥前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者5人に照会したところ、回答が得られた3人は、いずれも「申立人を知らない。」と供述しており、申立人が申立期間⑥において当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに申立人が当該期間において当該事業所に継続して勤務していたことをうかがわせる

事情は見当たらない。

加えて、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の当該事業所における離職日は昭和 54 年 6 月 9 日であることが確認でき、これは、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（離職日の翌日）と合致する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 8 月 1 日まで
② 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 10 月 1 日まで

申立期間①及び②はA社に勤務していたが、勤務期間中に給与支給額が減額となったことはないにもかかわらず、年金記録では両申立期間の標準報酬月額が引き下げられている。

両申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、「申立期間①については、当社が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者台帳によれば、算定基礎として届け出た平均報酬月額と年金記録による標準報酬月額は合致しているとともに、厚生年金保険料控除額も標準報酬月額に見合う額となっていることが確認できることから、当時、当社は申立人の標準報酬月額を正しく届け出、厚生年金保険料も正しく控除していたものとする。また、申立期間②については、当時の資料は廃棄済みであるものの、申立期間①の状況から同様であったと考えられる。なお、両申立期間当時、基本給額が下がることは考えられないが、時間外勤務手当、住宅手当、交通費等は変動していたと考えられることから、これにより給与支給額も増減していたと考えられる。」と回答しており、申立人が両申立期間において健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）又はオンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回る報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を源泉控除されていたことを裏付ける供述は得られなかった。

また、申立人は申立期間①及び②において当該事業所で一緒に勤務してい

た同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

さらに、A社に係る被保険者原票及びオンライン記録により、昭和36年4月1日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、かつ、申立期間②以降も継続して被保険者であったことが確認できる者で、生存及び所在が確認できた者9人、及び申立人と同様に、38年8月1日以前は同社B支店で同保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、同日以降は同社で同保険の被保険者となったことが確認できる者で、生存及び所在が確認できた者9人の合計18人に照会したところ、回答が得られた14人のうち5人については、40年又は41年の定時決定において標準報酬月額が引き下げられていることが確認でき、このうち当該標準報酬月額引き下げの理由について供述が得られた者二人は、いずれも、「当時、基本給額は上昇していたが、時間外勤務手当等は毎月変動しており、これにより給与支給額が増減することがあった。」と供述している上、このうち一人は、「昭和40年10月に標準報酬月額が引き下げられているのは、時間外勤務手当及び宿日直手当が減少したためであると思う。」との上述の事業所の回答を裏付ける供述を行っている。

加えて、当該回答者14人のうち他の4人については、申立期間②以降の定時決定において標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるところ、これらの者も、「当時、標準報酬月額が引き下げられたのは、時間外勤務手当が減少したことによるものである。」と供述している上、このうち二人は、いずれも「保管している給与明細書によれば、基本給額は増加している一方で、時間外勤務手当は減少しており、この結果、給与支給額が減少していることが確認できる。」と供述しているほか、このうち一人は、「当時、標準報酬月額が決定された際には、会社から個人ごとに通知され、確認印を押していた。私の標準報酬月額が下がった時にも確認した上で押印したことを記憶している。」と供述している。そして、当該回答者14人のうち3人は、「申立期間①及び②においては、住宅手当、交通費等、勤務地によって変動する手当があり、転勤した場合、これらの手当の変動により給与支給額も増減することがあった。」と供述しており、これらの供述から、申立期間①及び②においては、基本給額が増加していても、給与支給額が減少する事情があったことがうかがわれる。

一方、当該事業所では、申立期間①における申立人の勤務地について、「人事記録によれば、申立人は、昭和36年4月からB支店勤務であり、40年4月からC支店勤務、44年8月からD支店勤務である。」と回答しているところ、当該回答者14人のうち6人は、「申立期間①においては、E県の各支店勤務者及びF支店勤務者にはG手当が支給されていたため、例えばB支店から本店又はH県内の支店に転勤した際には、この手当がなくなって給与

支給額が減少した。」と供述していることを踏まえると、申立期間①については、上記の事情に加え、G手当の有無によっても給与支給額が減少する事情があったことがうかがわれる。

その上、申立人の申立期間①に係る被保険者原票及び申立期間②に係るオンライン記録において、申立人が当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得してから同資格を喪失するまで、いずれも標準報酬月額記録が訂正された形跡は無く、ほかに申立人が、両申立期間において、被保険者原票又はオンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回る報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を源泉控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、A社企業年金基金が保管するA社厚生年金基金(昭和44年1月1日設立)の加入記録によれば、申立人の申立期間②の標準報酬月額は47万円であることが確認でき、これは、厚生年金保険の被保険者記録と合致する。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 1 日から 36 年 2 月 15 日まで
② 昭和 37 年 12 月 1 日から 40 年 9 月 1 日まで

申立期間①は、A社に勤務していたが、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立期間②については、昭和 36 年 3 月から 53 年 11 月までB社に勤務しており、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した 37 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得したはずであるが、年金記録によると、同社における被保険者資格の取得日が 40 年 9 月 1 日となっている。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等はないが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人の入社日及び退社日は特定できないものの、申立期間①において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和 36 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本により、昭和 54 年 12 月 2 日に解散していることが確認できるとともに、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の同社における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間①当時の同僚として8人の名前を挙げているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、このうち5人が同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、当該5人の資格取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和36年3月1日以降となっており、いずれも申立期間①における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、上記の同僚8人のうち、生存及び所在が確認できた4人に照会したところ、回答が得られた二人のうち一人は、「私は昭和33年11月から38年11月までA社に勤務していた。当時、C職として同社と一緒に勤務していた私の父が、『昭和36年3月から従業員を厚生年金保険に加入させることになった。』と言っていた記憶があり、これ以前は厚生年金保険の適用を受けた従業員はいなかったはずである。」と供述しており、他の一人からは、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる具体的な供述を得ることができなかった。

2 申立期間②について、D市から提出されたB社に係るE職関係資料及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間②において、同社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社は、事業所名簿及びオンライン記録によると、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本により、昭和55年1月*日に破産廃止決定されていることが確認できるとともに、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、申立人は、申立期間②当時の同職種の同僚として7人の名前を挙げているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票（以下「被保険者名簿等」という。）により、当該同僚7人の中に同社（当時は、F社）が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和37年12月1日に被保険者資格を取得している者は確認できず、このうち4人は、申立期間②の途中である38年5月1日、又は申立人と同日の40年9月1日に被保険者資格を取得しており、ほかの3人については、同社における厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できるとともに、当該記録は、オンライン記録と一致している。

さらに、被保険者名簿等により、昭和40年9月1日にB社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、申立人を除いて7人（上記同僚のうち3人を含む。）確認でき、このうち、生存及び所在が確認できた者4人に照会したところ、回答が得られた3人のうち2人は、同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得する前から同社に勤務していたと供述しており、入社当時の記憶がないと回答した者及び回答が得られな

った者については、申立人が、申立期間②において一緒に勤務していた同僚と供述していることから、当時、同社においては、従業員について一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった状況がうかがえる。

加えて、被保険者名簿等により、申立期間②において、B社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が11人確認でき、このうち生存及び所在が確認できた3人に照会し、全員から回答が得られたところ、このうち一人は、「私はD市におけるG業務の有資格者としてB社に採用されたが、入社当時に社長が、『君は有資格者なので、入社と同時に社会保険に加入させる。』と言っていた。」と供述しており、他の二人からは、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる具体的な供述が得られなかった。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3490

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月 1 日から 31 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間当時に勤務していたA社における加入記録が無い旨の回答をもらったが、同社には、申立期間において間違いなく勤務していた。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する写真及び申立人の業務内容に係る具体的な供述から判断すると、入社日及び退社日は特定できないものの、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当していた記録はない。

また、商業登記簿謄本により、A社は、昭和 31 年 12 月 20 日に解散していることが確認できる上、申立期間当時の取締役 3 人のうち、事業主は所在が確認できず、他の取締役二人は既に死亡していることから、申立人の同社における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

さらに、申立人は、同僚等の名前についての記憶がないことから、これらの者から申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる供述を得ることができず、申立人も、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除に係る具体的な記憶がない。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録により、上記の事

業主及び取締役二人の年金記録を確認したものの、いずれもA社における厚生年金保険の加入記録は無く、申立期間においても、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に係る加入記録が無い旨の回答をもらったが、平成3年から11年までの毎年、A社に勤務し、B業務に従事していた。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成7年分の賃金台帳及び申立人の給与振込口座の入出金記録から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「当社は、平成21年12月に民事再生手続を終結しており、申立期間当時とは経営者が替わっていることから、当時の状況は不明である。しかし、当社が保管する賃金台帳により、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除していないことが確認できることから、申立期間当時は、申立人に厚生年金保険を適用していなかったと考えられる。」と回答しており、上記の賃金台帳及び給与振込口座の入出金記録により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、「A社に勤務していた時は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入しており、同社を退職した都度、雇用保険の特例一時金の給付を受け、任意継続被保険者として健康保険に加入していた。」と供述しているところ、i) オンライン記録により、同社において厚生年金保

険被保険者記録が確認できる期間は、全て雇用保険被保険者記録と一致しているものの、申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は無いこと、ii) 雇用保険特例受給資格者証により、平成6年12月26日に雇用保険特例一時金の支給が認定された後、申立人が雇用保険被保険者資格を取得したのは8年4月1日であることが確認でき、当該記録は、雇用保険被保険者記録と一致していること、iii) 任意継続被保険者記録により、申立期間後において健康保険の任意継続被保険者資格を取得していないことが確認でき、これらの被保険者記録はオンライン記録と符合している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 45 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

申立期間①については、A社の厚生年金保険被保険者記録が昭和 30 年 7 月 1 日から 36 年 9 月 30 日までとなっているが、資格得喪に関する詳細な内容を知らされていないし、公表公示してこなかった行政機関の大きな間違いであるので、この記録を 30 年 7 月 1 日から 36 年 10 月 1 日までの正しい記録に訂正すべきである。

申立期間②については、B社の厚生年金保険被保険者記録が、昭和 36 年 10 月 2 日から 45 年 7 月 31 日までとなっているが、資格得喪に関する詳細な内容を知らされていないし、公表公示してこなかった行政機関の大きな間違いであるので、この記録を 36 年 10 月 2 日から 45 年 8 月 1 日までの正しい記録に訂正すべきである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社に昭和 36 年 9 月 30 日まで勤務していたので、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年 10 月 1 日に訂正すべきである。」と主張している。

しかしながら、A社は、オンライン記録により昭和 43 年 7 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本により 31 年 6 月 23 日に解散していることが確認できるとともに、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人、申立人と同年同月に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる一

人及び当該事業所で同資格を月末に喪失していることが確認できる5人の計7人に照会したところ、4人から回答が得られたが、全員が、「自身の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録に間違いはない。私は、自身が希望した日に退職した。」と供述している上、同資格を月末に喪失していることが確認できる一人は、「退職する従業員に対して、本人の給与手取額が減ることを避けた上、事業所の負担も考慮して退職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日の手続をしていた可能性がある。」と供述している。

- 2 申立期間②について、申立人は、「B社に昭和45年7月31日まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日の記録を同年8月1日に訂正すべきである。」と主張している。

しかしながら、B社は、「申立期間②当時の申立人の資料が一切残っておらず、確認及び証明等の情報提供には対応できない。」と回答しており、申立人の申立期間②に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚のうち生存及び所在が確認できた一人及び申立期間②の前後で、月の後半又は月末に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる7人の計8人に照会したところ、4人から回答が得られたが、そのうち月末で同資格を喪失していることが確認できる一人を含む二人が、「私の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録に間違いはない。私は、自身が希望した日に退職した。」と供述し、他の二人は、「詳細は分からない。」と供述している。

- 3 申立期間①及び②について、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の厚生年金保険の被保険者資格喪失日の記録は、オンライン記録と合致しており、事後に訂正されるなどの不自然な点は確認できない上、両事業所に係る申立人の雇用保険の加入記録も確認できなかった。

また、両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年8月1日まで

申立期間の標準報酬月額が11万8,000円になっているが、この間の給与は申立期間以前と変わらず17万円であり、また、社会保険事務所(当時)に標準報酬月額の変更届出をした覚えはないので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、平成4年6月の被保険者資格取得時が17万円であるにもかかわらず、5年10月に11万8,000円に減額されており、給与支給額が減額されていないことを証明できる給与明細書等はないものの、申立期間において給与に変動は無く、また、標準報酬月額の変更届出を社会保険事務所に提出した覚えもない。」と主張している。

しかしながら、A社は、オンライン記録により平成21年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていること、及び商業登記簿謄本により同年6月*日に破産手続の開始決定がされていることが確認できる上、同社は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料額について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額が被保険者資格取得の1年4か月後の平成5年10月に減額されていることが確認できるところ、申立人は、商業登記簿謄本により、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる上、申立人自身も、「経理事務、給与計算等を担当していた。」と供述していること、オンライン記録により、

申立期間に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していた者が6人と少数であることが確認できることを踏まえると、毎月の給与計算及び厚生年金保険料納付の機会等において、自身の厚生年金保険の標準報酬月額が減額されていることについて、申立人が気付かなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、「厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等の届出は社会保険労務士に委託しており、経理事務について税理士事務所と顧問契約を結んでいたこともある。」と供述しているところ、当該社会保険労務士は既に死亡しており、また、当該税理士事務所は、「申立期間当時の書類が無いため不明である。」と回答していることから、申立人の申立てに係る事実を確認できない。

加えて、当該事業所に係るオンライン記録では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が遡って訂正された形跡は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から28年9月1日まで

昭和24年7月から31年8月までA社で勤務していたが、B県で勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。同じ会社内の転勤であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社C工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の申立人の資料が現存していないため、情報の提供はできない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人の妻は、申立人が申立期間に勤務していた事業所の正確な名称及び同僚の名前を聞いていないことから、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるA社D支店と申立人が申立期間に勤務していたと主張するB県に所在する同社B本社、同社C工場及び同社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びにオンライン記録により、これらの事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた28人に照会したところ、21人から回答が得られたが、同社C工場において申立人と一緒に勤務していたとする同僚一人は、「申立期間に申立人と一緒に勤務はしていたものの、申立人の雇用形態は分からず、厚生年金保険等の手続は各事業所で行っていたと思うが、それ以上のことは分からない。」と供述してお

り、同社D支店における同僚の一人は、「申立期間当時、D支店ではF期は仕事が無くなるため、本社から仕事の応援を頼まれて県外へ行く者もいたが、それは転勤ではなく、応援という形であった。私も申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、その期間は、地方の現場で勤務していた期間である。」と供述している。

さらに、上記21人のうち、A社B本社と同社D支店で厚生年金保険の被保険者資格が確認できる一人は、「当社では、冬季転勤という制度があったが、幹部職員のみが該当するものであった。支店を離れて他の現場に働きに行く場合は、出稼ぎのような扱いとなり、支店では一度社会保険を止め、支店に戻った時に再度雇用手続をすることが多かった。」と供述し、同社D支店も同様な回答を行っているところ、オンライン記録により、申立期間において、同社同支店で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、再度同社同支店で同資格を取得している者が複数確認できる。

加えて、申立期間において、A社B本社、同社C工場、同社E工場及び同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無い。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 1 日から 51 年 7 月 1 日まで

昭和 50 年 6 月 1 日から 52 年 4 月 4 日までの期間、A社（現在は、B社）に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の被保険者資格の記録が無い。

昭和 51 年 4 月 26 日に当該事業所の費用負担でC資格を取得させてもらっており、C資格取得前はD業務に従事していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないが、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、「社員の採用に際しては試用期間を設けており、試用期間中は社会保険の加入手続を行っていない。また、申立人については、昭和 49 年 11 月から 52 年 8 月までの新規採用者名簿において、昭和 51 年 7 月 1 日から 52 年 4 月 5 日までの在職記録がある。」と回答している。

また、A社の厚生年金保険被保険者資格取得届（写し）及び同保険の被保険者資格喪失届（写し）では、申立人の同被保険者資格取得日が昭和 51 年 7 月 1 日及び同被保険者資格喪失日が 52 年 4 月 5 日であることが確認でき、50 年度及び 51 年度の同社の厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届では、被保険者氏名欄に申立人の名前は無い。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚一人及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚 6 人の合わせて 7 人に照会したところ、5 人から回答が得られたが、そのうち 3 人が、「入社してから

一定期間を経た後に厚生年金保険の被保険者となった。」と供述しているとともに、一人が「当時、正社員のほかに請負で働く者も多数おり、請負から正社員になる者もいた。」と供述し、また他の一人が「社会保険には、正社員及び加入希望者が加入していた。」と供述していることから判断すると、同社には試用期間以外の何らかの事情により厚生年金保険に加入していない従業員が存在していたことがうかがえる。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。